

議会だより



～ まあるい笑顔をリレー～
(村民スポーツレクリエーション)



～ ばっちり、キマったね！！～
(保育所発表会)

平成28年第3回定例会（一般質問・審議状況）……………	2～5
議員全員協議会審議状況……………	5～7
第3回定例会審議結果、第6回臨時会審議結果……………	8～9
「地方自治法第92条の2の規程に該当するとした決定に係る審査の申立て」についての「裁決書」について(全文掲載)……………	9～16
留寿都村議会関係に伴う各種委員名簿……………	17
議会日誌、編集後記……………	18

平成28年12月5日

No. **149**

平成28年第3回定例会

平成28年第3回定例会は、9月21日に招集され、平成27年度健全化判断比率及び資金不足比率についての報告があり、2名の議員が一般質問を行った後、条例の一部改正2件、平成28年度補正予算2件、平成27年度各会計歳入歳出決算を決算特別委員会に付託7件、人事案件2件、意見書1件を議了し閉会しました。

一般質問(要約)

第三回定例会では二名の議員が一般質問を行ないました。

「交通弱者に対する交通手段の確保について」



第一回定例会後、村は交通手段の確保についてどのような検討をしたのか。国の規制緩和への要望の状況はどうなっているのか。

岩田信雄議員 (質問)

わが国では少子高齢化が進んでおり、留寿都村においても高齢化率が二十六%と年々上昇しております。

高齢者の増加に伴い、免許証の返納などにより移動するのが困難になる方々が増える中、移動手段が不足していると考えられます。また、移動手段の確保によって、村民の方々の交流の

機会が増えるのではないかと考えております。この件については第一回定例会に質問しましたが、その後、村はどのように検討をしたのか。また、国への規制緩和の要望の状況についてはどうなっているのか。社会福祉協議会に委託している過疎交通の利用範囲の拡大について要請しているとの話ですが、「自家用有償観光旅客等運送国家戦略特区改正法案」の推移を見て対応を検討したいとのことでした。それらを含めた交通手段の確保についての国への要望書の提出や村としての検討状況をお聞きます。

村内の事業者に雇用の働きかけをしたい

場合村長 (答弁)

国においては、「自家用有償観光旅客等運送事業」に関する「国家戦略特区改正法」を六月に成立をさせて、現在施行待ちとなっているところです。

事業として有償で自動車を使用して旅客運送ができる根拠法は道路運送法

です。路線バスや高速バス等の「一般乗用旅客自動車運送事業」、観光バス等の「一般貸切旅客自動車運送事業」、タクシー・ハイヤー等の「一般乗用旅客自動車運送事業」、この三つが法律で認められています。

そして、この例外規定として、市町村あるいは、NPO法人等が市町村の住民等、一定の旅客の運送を行う場合に、登録制ですが、「市町村運営有償旅客運送」、もう一つは、社協等に本村が委託している「過疎地有償運送」で、これは道内八市町村でやっていますが、それともう一つは、「福祉有償運送」で、この三つが例外として認められております。

今回の国家戦略特区改正法は、「自動車有償観光旅客等運送事業」で道路運送法の例外規定となるものであり、六月二日には、国土交通省自動車局旅客課に同法改正案の内容、今後の運用等についてお尋ねしたところです。具体的には、運送エリアがどこまでなのか、NPO法人などが運行管理主体となつて事業を起こす場合に、合意を要するタクシー会社等の対象機関の範囲はどこまでなのか。合意対象となっているバス・タクシー事業者は、営業エリアが侵されることを理由に合意には応じてくれないのではないかとこの疑念があり、改正法も実効性がないのではないかとこの疑問をきたしたところですが、施行までに関係機関に相談して決めていきたいということでした。

もう一つ付け加えられたのは、運行管理主体の安全性が確保されるしつかりしたものでなければならぬということが前提になるということを強く言われてきました。その後、六月二十三日に北海道運輸局自動車交通部旅客第二課に行き、国の検討状況の情報を逐一報告していただくようお願いしているところです。北海道にも何回となく同じお願いをしております。

七月三十日の「市町村長政策研究会」では、地域交通をテーマに中頓別町の実証試験での取り組み、京丹後市が実施している「ライドシェア」について議論されました。「ライドシェア」は、自家用自動車を使い有料で送迎するというもので、世界的に急速に普及し始めております。安全性の確保などの課題はありますが、公共交通機関が乏しい過疎地の移動手段として、日本でも大変関心が高まっているところです。スマートフォンアプリで現在地と行先を発注すると近くにいる運転手が自家用車で迎えに来て目的地まで送るシステムです。日本で認められていない「白タク」に似たようなものであり、料金はあらかじめ登録してあるクレジットカードから引き落とされるといいう仕組みですので支払いのトラブルは起きていない。また、ドライバーはインターネットで登録して働く時間や場所を自分で選べる仕組みになっています。

このように、国がしっかりとした運行管理主体を前提にした規制緩和施策を進める一方において、かたくなに認め

ていない、世界的に普及し始めている「ライドシェア」が進んでいるという状況にあることから、こういった国の動向に注視するとともに、情報収集に努め、運行管理主体になり得る関係団体にも情報提供してまいりたい。

岩田信雄 議員（再質問）

村としては、規制緩和された場合は次にどうするのか、されなかつた場合はどうするのかということを考えていかなないと事業が遅れてしまいます。

場谷村長（再答弁）

お年寄りについては、今の制度の中で、過疎地有償で拾えるのではないかと考えています。そのほかに村外に送っていくということになると、まさに「ライドシェア」を進めていかなければならないような気がしますが、あくまでも運行管理主体がしっかりとしないといけない国の制度は認められていませんので、その推移を見て対応していきたいと考えています。

岩田信雄 議員（再々質問）

いろいろな方法があると思いますが、NPO法人とか、社会福祉協議会に依頼して、輸送方法を拡大するという方向はないのですか。

場谷村長（再々答弁）

運行管理主体は、NPO法人とか商工会、法人格を持っている観光協会、あるいは市町村です。社会福祉協議会はなり得ない状況です。社会福祉協議会は現在、過疎有償でやっていますか

「新規起業家に対する助成応援制度の新設について」

ら、拡大して体の不自由なお年寄りを登録し運行するなど、その活用範囲は広いと思いますが、広域な輸送となるとライドシェアが適していると思っております。実施したいと手をあげる方がいればその方々と相談してまいりたい。



この制度を活用しての人口増効果は、どのような形で見ることができるのか。

補助対象者に自己所有家屋を活用し、自己資金で起業する者を加える制度改正を行うべき。

浪越和一 議員（質問）

平成二十八年度経営革新等支援事業

では、新規創業する者に対するものとして、新規起業家が金融機関から起業資金を借り入れた場合、融資元金に対する助成、また店舗が借家の場合は家賃に対する助成を行い、創業を奨励する制度であり、また、村長は、第一回定例会での玉手議員の質問の「交流人口の拡大と地方創生の推進」に対する答弁で、定住人口の増加を図るため働く場の確保として経営革新等支援事業による新規起業家や既存事業者の新たな事業展開等に対して支援すると述べられ、大変積極的な発言で期待しております。しかしながら、起業を促す支援制度ができてから三年目を迎え、本年度も半年が経過いたしました。経営革新等支援事業による定住人口及び交流人口の増加はあったのかと考察するとき、私は人口増に結び付いていないと思えますし、さらに経営革新等支援事業の制度そのものを再構築し、

もつと使いやすい制度へ改正する必要がありと考え、次の二点について答弁を求めます。

一点目は、この制度を活用しての人口増効果は、どのような形で見ることができるとするならば、その原因は何だったのか。村長は北海道職員としての経験から国内各地の状況をよく存じていると思います。留寿都に欠けているものは何か。このマチで仕事をしたいと思わないマチなのか。現状を分析する中で、今後の対応を含めて答弁を求めます。

二つ目は、この補助金をもつと使いやすいものにするため補助対象者に自己所有家屋を活用し、自己資金で起業する者を加える制度改正を行うべきであると考えます。この補助金は、金融機関からの融資を条件にしておりますが、新たに事業を起こすということは、将来に対する希望と不安があり、金融機関からの融資を受けることよりも、小さくても現況の自分の経済状況の中で、まず事業を開始して、その後少しずつ事業を大きくしていこうとする方がいると思います。少ない金額でも助成を受けられるよう制度改正し、起業を促すべきと考えます。答弁を求めます。

人口増に結び付く結果となっていない。

制度の見直しを行い、使い勝手の

良いものにしていかねければならない。

場合谷村長（答弁）

人口減少対策については、交流人口の増加を図って、そして、定住化につなげていく、そのためには、「働く場の確保」それから「住まいの確保」「子育て等の環境整備」など、一体的に進めていかなければならない政策課題であり、できることから速やかに取り組むべきと考えております。また、様々な具体的な取り組みの結果として、長期人口減少傾向の歯止めとなるようにしていかなければならないということが基本として考えております。

「働く場の確保」については、一つは企業誘致などが考えられますが、もう一つは自己資金による起業、更には国や道などの起業家支援等の制度を活用した事業展開などが考えられますが、本村ではこれに加えて、独自事業として経営革新等支援事業を設けています。経営革新等支援事業を活用しての人口増の効果はどうであったかですが、一般的に起業家支援に係る制度活用による人口効果は、家族も含めて雇用増につながったことよって推し量るべきものと思っております。

本村の起業家支援事業のみに着目しますと、制度活用の相談はあるものの、活用が図られていない、そこまでに至っていないのが現状で、残念ながら

人口増に結び付く結果となっておりません。このことから、今後、制度等の検討にあたっては、見直しを行い、もう少し柔軟で使い勝手の良いものにしていかなければならないと考えております。

幸い、本村においては今年度、国の起業家支援事業となる総事業費八億円の畜産クラスター事業が、国の「畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業」の補助採択となり、現在登地区で事業が進められており、近く新たに従業員も張り付きますし、今後の事業展開によつては更に転入人口の増加が期待される所です。

補助対象者に自己所有家屋を活用して、自己資金で起業する者を加える制度改正を行うべきでないかとのことですが、自己所有で事業を展開する場合はこの制度の対象になっていきますが、今の事業をそのまま継続する場合には対象となっておりません。本村独自の支援制度が結果として活用されていないことから、現在その問題も含めて関係機関と活用される仕組みについて協議中ですので、今のご意見も十分検討に値すると考えておりますので参考にさせていただきます。

浪越和一 議員（再質問）

説明の内容は分かりましたが、私は、せっかく助成する事業があるのだから、しつかりやって欲しいということです。

この補助制度を活用して新たな起業家を育てていかなければ留寿都はだんだんじり貧になっていく、それじゃまずいのではないか。それと村長の答弁では自分の家で自己資金でも該当になるということですが、確認したいと思えます。

それから、村長自身、一生懸命行動するから事業が展開し、事業の効果が出てきているのだと思います。村を継続していくためには、こういう小さいところも大事にすることが大切なことだと思います。また半年あります。中小企業の見本市をやったり、留寿都で出来る事業の展開につながるような、いろいろな催し物を積極的に開催して、新規事業のキツカケづくりを進めていくべきでないかと思えます。

場合谷村長（再答弁）

先程、自己資金と言いましたけど、融資が前提です。訂正させていただきました。

人口対策を考えると、「働く場の確保」というのが重大な要素の一つです。村の制度、メニューをたくさん用意して、それに手を挙げる方を呼びつけることが一つの手法だと思っております。この事業は、今年度はこのまま進めていかなければなりませんけれども、柔軟な使い勝手の良いものにしていかなければならないと考えております。

浪越和一 議員（再々質問）

今後検討しながらやっていくと答弁いただきましたが、特別難しいものではないと思います。小さな事業をやりたいがお金が少し足りない、金融機関からの融資は受けられない、そういう人に対して補助金を出す。それが起業につながると思います。是非、その辺のところは検討していただきたい。

場合谷村長（再々答弁）

この制度は使い勝手の良い制度に見直していった方がいいかと思っております。

審議状況

第三回定例会における主な質疑応答をお知らせします。

「平成二十八年度留寿都村一般会計補正予算（第三号）」

（浪越議員）

診療所の医師二名が認知症のサポート医となるための養成講座の説明がありました。養成後は何らかのアクションを起こしていただけるのか。

（佐藤保健医療課長）

平成三十年度までに総合支援の体制を組む予定をしております。平成二十八年度中に保健師の研修も受けることとしておりますので、平成二十九年にかけて体制を整えたい。また、議員からご提案のあった小中学生の学習活動も地域のご婦人の方々も交えて認知症を理解していただくための学習会も考えているところでです。

議員全員協議会 （八月十八日）

*七月一日の議員全員協議会において、村長より「指名競争入札参加者の指名基準及び選考規程」を満たさない業者が参加して行われた入札が無効となった原因である法人村民税の未納情報をどのように得たのかについて、精査したいとの申し出があったため、あらためて説明を受けることとなったもの。

主な協議内容（質疑応答）

「契約事務について」

（場合谷村長）

これまでの経過を申し上げますが、五月三十一日の議員全員協議会でアーキテクチャーの事務所の場所の相違、

法人住民税の未納の問題について、村の対応と責任の所在について問われ、六月八日、十四日にそれぞれ協議をしたところ。アーキテクチャーに対して、住所等の改善指導を行うとともに同社が実施中の請負業務については、六月三十日をもって合意解除すること。協議が整ったこと、また、村税等の納付確認を漏らさないため、事務改善を図っていく報告をしたところ。村理事者の立場として、指名競争入札参加者の指名基準に反した入札の執行のほか、請負業者の登記上の住所と現住所の相違に対する改善指導の遅れなど、事務の瑕疵を生じさせた責任として、六月定例会に村長以下、三役の減俸に係る条例案を提出し議決をいただいたところ。六月の定例会の入札執行状況報告中の、「公園等施設管理業務委託」が、規程に抵触する入札が執行されたと考えられるので、今後の対応について説明を求めたい旨の質問が議員からあり、七月一日に議員全員協議会を開催させていただいた。

村として指名業者のチェック体制をしっかりとせよとの指摘に対しては、指もつとも重要であると考えており、指名業者には村の規程に基づく入札参加要件を満たしていることの宣誓書とあわせて、職員が村税等の関係書類を閲覧する承諾を得て、確認を行なう事務の改善を図るよう執り進めているところで。

更なる減俸についてのご意見もいただきましたが、本件はすでに減俸処分がなされている「村民総合運動場芝生管理業務委託」と同時に執行しているもので、二つの業務委託については基礎となっている事実関係も共通していることから、更なる減俸処分は行わないことについてご理解を賜りたい。

前回の協議会の際に、私から全体的に精査するために専門の方の相談も必要なこと、時間をおきたいとお願いをしたことについては、本日の説明にそうした助言を踏まえ村の考え方を整理しましたが、本来、こうした助言がなくても済むような行政運営が大切であり、円滑な事務運営に努めてまいりたい。

議員全員協議会 （九月十三日）

主な協議内容（質疑応答）

「平成二十八年度留寿都村一般会計予算の補正について」

（浪越議員）

ルスツ温泉の用地確定について、現況の用地を購入するとの説明だが、村の利用者から駐車場が狭いとの話を聞いていると思うが、この機会に用地を広げてはどうか。

(浦城企画観光課参事)

現在の予定は、一時転用として許可を受けた千九百㎡と新規農地転用部分約七百㎡に、舗装の拡幅等の三百㎡を加えた千㎡で考えています。

(長尾副村長)

土地所有者の意向もありますし、農地法上の制約もありますので精査させていただきます。

議員全員協議会 (十月十三日)

主な協議内容(質疑応答)

「留寿都村学校給食センター調理等業務委託について」

(浪越議員)

現在、学校栄養職員の指示により学校給食が実施されていると思うが、業者委託した場合、今までの指示が行き渡っているのか。また、盛んに食育が行われてきているが、今までのようにできなくならないか。

(森教育長)

栄養教諭の指示を基本には考えていますが、本来業務に支障がないよう指示がなくても対応できる業者を選定する考えです。

食育については従来どおり実施できると考えています。

(岩田議員)

今までの委託料とどのくらい差があるのか。

(森教育長)

七百万円程度上乗せになっています。

「留寿都村総合戦略の進捗状況について」

*総合戦略は、昨年十月に平成二十七年次から平成三十一年度までの五年間に人口減少対策として村が取り組む計画として策定したもので、一年経過した進捗状況等について説明するもの。

(玉手議員)

人口問題対策会議で委員から意見等があったか。

(暮地企画観光課長)

活発な意見がありました。地域おこし協力隊は定住したのか、村として協力隊を活用して今後どうしていくのか、企業誘致に対して村の取組はあるのか、他の地域では農業や商業の青年部や婦人部の横のつながりの強さで起業している背景があるので、本村も横のつながりを深め起業に結び付けてはどうか、

(玉手議員)

地域おこし協力隊の募集はどのような状況か。

(浦城企画観光課参事)

九月十二日から十月十一日まで有害鳥獣に特化して公募したが応募はなかった。業務委託も待遇の改善を考えなければ募集が難しくなってきた。募集の仕方を検討する考えです。

(玉手議員)

IRについて現時点で村としての取組等はあるか。

(浦城企画観光課参事)

現在は国も動きがない状況です。可能性調査の結果については、日を改めて報告させていただく予定です。住民説明会も開催の予定です。

「(仮称)大滝風力発電事業について」

*伊達市大滝区及び留寿都村の行政区域内で風力発電の建設を計画する事業者から、風況観測(風の強さの調査)の結果、実施するめどが立ったことから事業を進めたい旨の報告と計画内容の説明を受けたので議会に報告するもの。

(玉手議員)

事業者からの留寿都への貢献等はいが、人や動物への健康被害や自然環境、景観への影響などリスクがゼロに



「公営住宅屋根・外壁等改修工事」の状況視察
(総務・民生常任委員会、産業・建設常任委員会)

ならなければ個人としては反対の気持ちである。多くの人や企業が関係すると思われるので、よく意見等を聞いたうえで慎重に判断してほしい。

(坂庭議員)

低周波が人や動物に与える影響が懸念される。猛禽類の調査の話があったが、広く調査してほしい。

(玉手議員)

水源保全地域にはかかっていないか。

(暮地企画観光課長)

竹山の頂上に南部地区水資源保全地域が若干かかっているが、その他はかかっていない。

(藤田議員)

資料のとおり初年度二億円、二十年で十五億円も固定資産税が入るなら見逃す手はない。環境破壊とか言い出したらきりが無い。進めてください。私は賛成する。

(秦議員)

メリットは固定資産税、デメリットは低周波の問題や自然の景観が損なわれる点がある。関係者の意見を聞いて、一人でも反対者がいれば行政として真摯に受け止めなければならぬ。

(岩田議員)

村は観光に力を入れるとしてIRに手を挙げたが、景観が壊れたらおかしなことになる。どちらに向かうのか。

(場谷村長)

皆さんから出された意見が課題のすべてと考える。自分としては最大限皆さんの意見を聞くこと、村として何が関わってくるかはまだよく分からないが、事業者には関係者と協議する場を設定するように要望して、十分な説明の場を作って、最終的に判断したい。

(玉手議員)

賛成する人も反対する人もいる中で、それぞれの立場や影響、関わる人たちの意見を聞いて慎重に判断しなければならぬ問題。自然はお金で買えない財産であり留寿都のいいところ。



「三ノ原五輪会館屋根改修工事」の状況視察
(総務・民生常任委員会、産業・建設常任委員会)

山頂から風車が絶対見える。留寿都のスキー場は景観も含めて認められている世界でも有数のスキー場で、景観が損なわれれば観光のほか、全体に影響が出る。

(辻議員)

事業者にもスキー場にも都合の良い場所を考えればよい。

(松井議長)

本日の会議はやる、やらないを判断する会議ではない。環境アセスなり、まだいろいろある。慎重に判断すべき。

【第3回定例会（9月21日）審議結果】

議案	件名（主な内容）	結果
報告第1号	平成27年度健全化比率及び資金不足比率について	原案報告
議案第1号	村税条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第2号	留寿都村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第3号	平成28年度留寿都村一般会計補正予算（第3号） 予算現額に2,772万5千円を追加し、予算総額36億5,878万3千円となりました。 ・歳入 村民税（現年課税分）……………1,490万円追加 固定資産税（償却資産ほか）……………750万円追加 地方特例交付金（地方特例交付金）……………6万7千円減額 地方交付税（普通交付税）……………1億2,290万5千円追加 道補助金（地域づくり総合交付金(農業振興施設等整備事業)ほか） ………………2,400万円追加 基金繰入金（財政調整基金繰入金）……………1億9,581万4千円減額 基金繰入金（減債基金繰入金）……………4,980万円減額 繰越金（前年度繰越金）……………1億1,148万6千円追加 村債（臨時財政対策債）……………738万5千円減額 ・歳出 総務管理費（防災広報無線施設戸別受信機等設置工事）…185万8千円追加 社会福祉費（認知症サポート医養成研修受講料）……………10万円追加 社会福祉費（障害者自立支援給付費等国庫負担金等返還金）……………8千円追加	原案可決

	農業費（人参収穫機導入事業費補助金）……………2,370万円追加 商工費（修繕料）……………130万円追加 商工費（ルスツ温泉用地確定測量業務委託）……………55万円追加 高等学校費（対外競技事業補助金）……………20万9千円追加	
議案第4号	平成28年度留寿都村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号） 予算現額に607万6千円を追加し、予算総額5億62万7千円となりました。 ・歳入 繰越金（前年度繰越金）……………607万6千円追加 ・歳出 維持修繕費（黒田浄水場残留塩素計等取替工事）……………682万6千円追加 基金積立金（簡易水道事業基金積立金）……………75万円減額	原案可決
議案第5号	平成27年度留寿都村一般会計歳入歳出決算の認定について	決算特別委員会付託
議案第6号	平成27年度留寿都村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	決算特別委員会付託
議案第7号	平成27年度留寿都村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	決算特別委員会付託
議案第8号	平成27年度留寿都村診療事業特別会計歳入歳出決算の認定について	決算特別委員会付託
議案第9号	平成27年度留寿都村介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について	決算特別委員会付託
議案第10号	平成27年度留寿都村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	決算特別委員会付託
議案第11号	平成27年度留寿都村後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について	決算特別委員会付託
議案第12号	留寿都村固定資産評価審査委員会委員の選任 吉田 薫氏を固定資産評価審査委員会委員として選任することに同意するもの。	原案同意
議案第13号	教育委員会委員の任命 粕谷 信行氏を教育委員会委員に任命することに同意するもの。	原案同意

【第6回臨時会（10月13日）審議結果】

議案	件名（主な内容）	結果
議案第1号	平成28年度留寿都村一般会計補正予算（第3号） 予算現額に85万4千円を追加し、予算総額36億5,963万6千円となりました。 （債務負担行為補正） ・事項 留寿都村学校給食センター調理等業務委託 ・期間 平成29年度から平成31年度 ・限度額 5,605万4千円 ・歳入 基金繰入金（財政調整基金繰入金）……………85万4千円追加 ・歳出 総務管理費（テレビ難視聴解消施設光ケーブル移設工事）…85万4千円追加	原案可決
議案第2号	教育委員会教育長の任命について 土生 敏明氏を教育委員会教育長に任命することに同意するもの。	原案同意

【議会改革の窓：反問権(はんもんけん)の付与】

本年3月の第1回定例会から一般質問において、一つの事項について回数制限を設けず納得のいくまで質疑、答弁を繰り返す「一問一答方式」を試験導入しました。

また12月の第4回定例会からは、議員の質問に対し答弁をする者は、質問の内容が不明確であった場合、論点を明確化し議論を深める目的で、議長の許可を得て、反問（逆質問）することができるようにします。

議会が議論の広場であるために、双方が質問出来て当たり前との考えから、執行側に反問権を与えることとする

ものです。

反問されることにより筋書きのない展開が生まれ、議員も質問事項を十分精査した上で政策論争に臨まなければなりません。一般質問がより興味深く、より分かりやすくなります。多くの方の傍聴(ぼうちょう)をお待ちしております。



「喜茂別町生ごみ堆肥化施設」を見学
(総務・民生常任委員会、産業・建設常任委員会)

「地方自治法第92条の2の規定に該当するとした決定に係る 審査の申立て」についての裁決書について

標記の件につきましては、平成27年12月24日開催の第4回留寿都村議会定例会において、「資格決定要求」がされて以来、約10ヶ月間にわたり審査してまいりました。

平成28年7月14日の第4回留寿都村議会臨時会において、「議員の資格を有しない」とした留寿都村議会の決定を不服として、山下茂氏が同年7月29日付けで北海道知事に審査の申立てを行ったことに対する裁決がこのほどなされました。審査の経過を含めてご理解を賜るために全文掲載することといたしました。(一部、略称を使用しました。)

市町村第1091号

裁 決 書

虻田郡留寿都村字留寿都200-50
審査申立人 山下 茂
札幌市中央区大通西14丁目1-13
上記代理人 弁護士

処分庁 留寿都村議会

平成28年7月29日付けで行われた審査の申立てについて、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第258条において準用する行政不服審査法(平成26年法律第68号)第45条第2項の規程により、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査の申立てを棄却する。

事案の概要等

1 本件の概要

本件は、審査申立人(以下「申立人」という。)が、代表取締役であった有限会社アーキテクチャー(以下「アーキ社」という。)が法第92条の2の「主として同一の行為をする法人」に該当することから、申立人は同条の規定に該当するとした平成28年7月14日の留寿都村議会(以下「処分庁」という。)の決定(以下

「原処分」という。)の取消しを求めた事案である。

2 申立人とアーキ社

(1) 申立人

申立人は、平成23年4月24日執行の留寿都村議会議員選挙で初当選し、その後、平成27年4月26日執行の同選挙において再選し任期中であった。

(2) アーキ社

アーキ社は、平成12年1月14日に設立され、建築及び土木工事の設計、施工及び管理などを業とする法人である。申立人は、アーキ社の唯一の株主であり、かつ代表取締役を務めていた。

平成28年1月4日、申立人に代わって代表取締役となったRは申立人の姉、取締役であるSは申立人の妻であり、同様に取締役であるNは留寿都村議会議員を務めていたこともあるペンション経営者であり、ルスツメンテナンス協同組合(以下「組合」という。)の代表理事でもある。

アーキ社は本業である工事部門と「留吉」という飲食店を運営する飲食部門を有していたが、飲食部門を平成27年8月をもって廃止した。

3 アーキ社と留寿都村及び組合との取引

(1) 留寿都村からの請負状況

アーキ社の事業(会計)年度は毎年11月1日から翌年10月31日までであり、平成23年11月からの事業年度(平成23年度)から、平成27年11月からの事業年度(平成27年度)までにおける留寿都村からの請負状況は別表のとおりである。

(2) 組合からの請負状況

組合は、組合員のために除排雪業務などを共同受注することを事業内容として平成27年9月に設立された中小企業等協同組合である。

アーキ社は組合の組合員であり、平成27年11月からの事業年度(平成27年度)において、組合に対して、185万3064円を売り上げた。

4 原処分に至る経緯

(1) 議案の提出及び資格審査特別委員会への付託

平成27年12月24日、処分庁に申立人の議員の資格決定に係る議案が提出され、処分庁は、同議案を資格審査特別委員会に付託した。

(2) 資格審査特別委員会における資料の収集

平成28年2月5日、第1回資格審査特別委員会が開催され、申立人に対して、アーキ社の平成26年11月から平成27年10月までの事業年度における決算書(原本謄写の証明印のあるもの)を平成28年2月10日までに提出するように求めることとされた。

申立人はこれに応じて、法人税確定申告書(表紙のみ、平成26年11月～平成27年10月)、決算報告書(平成26年11月～平成27年10月)、工事部決算報告書(平成26年11月～平成27年10月)、飲食部決算報告書(平成26年11月～平成27年10月)、決算報告書(平成25年11月～平成26年10月)、留寿都村との請負関係を証明する契約一覧表(平成27年)、留寿都村との請負関係を証明する契約一覧表(平成26年)を提出した。

平成28年4月12日に第2回資格審査特別委員会、同年5月20日に第3回資格審査特別委員会がそれぞれ開催され、申立人から提出があった決算書(平成26年11月～平成27年10月)の信憑性が問題となり、税務署の原本謄写印を求めるべきではないか、申立人に改めて証明を求めるべきではないかとの意見が出た。

(3) 申立人の代理人弁護士からの文書と資格審査特別委員会の結論

平成28年6月21日の第4回資格審査特別委員会では、申立人から提出された帳票類と突合して作成したアーキ社決算資料(決算資料の売上額は決算報告書の売上額より49万3005円少ない。)及び留吉売上分を報告したが、申立人に対して議員現任期の始期である平成27年5月1日から平成28年4月30日までの経営内容に係る資料の提出を求めることとした。

平成28年6月24日、申立人は、N弁護士に依頼し、資格審査特別委員会に対して「依頼人は、平成28年1月4日に同会社の代表取締役を辞任しており、同会社とは関係のない立場となっておりますので、貴委員会から求められております資料の提出を行うことができません」、「同会社の決算時期とは異なります。このため貴委員会から上記期間の資料の提出を求める理由を当職宛て書面にてご回答願います」などと記載した通知書を発出した。

議会事務局長は、S弁護士に相談した結果を平成28年7月1日に開催された第5回資格審査特別委員会に報告し、同委員会は、特に上記通知書に回答する必要はないものとして、申立人から追加資料の提出がないことを前提として資格喪失が相当であると決議した。

- (4) 留寿都村議会での議決
平成28年7月14日、処分庁は、資格審査特別委員会の検討結果を受け、原処分を行った。
 - (5) 本件審査申立て
平成28年7月29日、申立人は、北海道知事に対して、本件審査を申し立てた。
なお、申立てに当たって、アーキ社の民間取引の内容を証明する資料として添付された証拠には、資格審査特別委員会に明らかにされなかった取引先が記載されている。
- 5 本件に関する法令及び裁判例
- (1) 法第92条の2
普通地方公共団体の議会の議員は、当該地方公共団体に対し請負をする者及びその支配人又は主として同一の行為をする法人の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人たることができない。
 - (2) 最高裁昭和62年10月20日第三小法廷判決
最高裁昭和62年10月20日第三小法廷判決（判例タイムズ660号69頁。以下「最高裁判決」という。）は、法第92条の2の「主として同一の行為をする法人」について下記のとおり判示している。
当該普通地方公共団体等に対する請負が当該法人の業務の主要部分を占め、当該請負の重要度が長の職務執行の公正、適正を損なうおそれが典型的に高いと認められる程度に至っている場合の当該法人を指すものと解すべきである。
そして、右規程の意義に照らせば、当該普通地方公共団体等に対する請負量が当該法人の全体の業務量の半分以上を超える場合は、そのこと自体において、当該法人は「主として同一の行為をする法人」に当たるものというべきであるが、右請負量が当該法人の全体の業務量の半分以上を超えない場合であっても、当該請負が当該法人の業務の主要部分を占め、その重要度が長の職務執行の公正、適正を損なうおそれが典型的に高いと認められる程度にまで至っているような事情があるときは、当該法人は「主として同一の行為をする法人」に当たる。
 - (3) 東京高裁平成15年12月25日判決
東京高裁平成15年12月25日判決（判例時報1853号78頁。以下「東京高裁判決」という。）は、最高裁判決の「職務執行の公正、適正を失うおそれ」につき下記のとおり判示している。
これらの兼業禁止の内容、趣旨、目的等を考慮すると、長、議員の職務執行の公正、適正を損なうおそれの有無の判断においても、当該法人の性格や請負契約の内容を考慮すべきであり、具体的には、当該法人と長、議員との個人的な関係が密接である場合、すなわち、長、議員が長、議員に就任する前から個人の資格において法人の役員に就任している場合や長、議員が個人の資格において営利目的等で法人に出資している場合などは、長、議員の職務執行の公正、適正を損なうおそれが高いというべきである。

争点及び審理関係人の主張の要旨

1 争点

- (1) アーキ社の留寿都村に対する請負量がアーキ社の全体の業務量の半分以上を超えるか否か、及びこれを判断するに当たってどの期間の請負量及び業務量を参照すべきか。
- (2) アーキ社の留寿都村に対する請負量がアーキ社の全体の業務量の半分以上を超えないとしても、当該請負がアーキ社の業務の主要部分を占め、その重要度が議員の職務執行の公正、適正を損なうおそれが典型的に高いと認められる程度にまで至っているような事情が存するといえるか否か。
- (3) 申立人は、法第92条の2にいう「主として同一の行為をする法人」の「取締役」に「準ずべき者」にあたるか。

2 処分庁の主な主張（資格決定書及び弁明書）

(1) 争点(1)について

アーキ社の決算期間である平成26年11月1日から平成27年10月31日までの総売上に対する留寿都村分は48.18%であるが、資格決定要求書は、平成27年12月24日に出されたものであるため、判断の対象とすべき期間は、平成27年5月1日から平成28年4月30日までの現任期であると考えられる。

このことから、アーキ社の決算書類が客観的な判断資料であるものの、平成27年11月1日以降の業務量についても、これを判断する客観的な資料とした。

また、申立人が主張する民間売上は資格審査特別委員会の提出要求に対しては、応じなかったものであり、しかも、業務内容が不明であり、中には同居の実父に対して請求しているものも見受けられる。

これらが適正な証拠書類と言えるものか甚だ疑問である。

そもそも、資格審査特別委員会には提出しなかった会計書類を基に審査の申立てをすること自体、不可解と言わざるを得ない。

(2) 争点(2)について

資格審査特別委員会において、申立人に会計書類の提出に応じてもらえなかったことから、既に保有する資料に基づいてアーキ社の総売上のうち留寿都村分の売上が占める割合を推計したところ、平成27年5月1日から平成28年4月30日までの割合は、79.79%をしめていること、また、アーキ社は、留寿都村が発注した芝管理業務及び草刈業務における競争入札（見積り合わせを含む）9件中8件を落札・契約している事実から、申立人の議員としての職務執行の公正、適正を損なうおそれが典型的に高い法人であると認めることができる。

(3) 争点(3)について

申立人は代表取締役退任後も、代表取締役と同等の執行力と責任を持って活動しているのは周知のとおりであり、法が規定している「法人の無限責任社員、取締役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人たることはできない」に該当していることなどから、法第92条の2に抵触している。

3 申立人の主な主張（審査申立書、反論書及び口頭意見陳述）

(1) 争点(1)について

アーキ社の業務量における留寿都村からの請負割合は、平成26年度が約46%であり、仮に平成27年5月から平成28年4月までの決算資料を斟酌したとしても、当該期間の請負割合は約46%であることから、いずれにしても、「当該法人の全体の業務量の半分以上を超える場合」に該当しないことは明らかである。

(2) 争点(2)について

最高裁判決における「典型的に高いと認められる」かについてであるが、処分庁は、競争入札の9件中8件を落札し、契約していることから当該規定に該当するものとしているが、公正な入札により請負契約を締結しており、申立人が入札や契約に対して自己に有利な影響力を行使できる余地は全くないため、これについても該当しない。

(3) 争点(3)について

処分庁は、留寿都村との請負契約の合意解除など申立人がアーキ社役員辞任後においても、アーキ社の代表取締役と同等の執行力と責任を持って活動しているとして、法第92条の2に規定する「法人の無限責任社員、取締役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者」に該当するとしているが、申立人は平成28年1月4日にアーキ社の取締役を辞任しており、処分庁が指摘している請負契約の合意解除はアーキ社の現代表取締役であるRが意思表示をしている。加えて申立人は平成27年12月25日にアーキ社の株式を全てRに譲渡していることから、アーキ社の所有者としての地位もない。よって申立人は「準ずべき者」に該当しない。

理 由

1 争点(1)について

(1) 平成26年11月からの事業年度

アーキ社の留寿都村に対する請負量がアーキ社の全体の業務量の半分以上を超えるか否かを判断するに当たっては、法人の決算報告書の信頼性が定型的に高いことから、申立人が留寿都村議会議員に再選された以降のアーキ社の直近会計年度の決算報告書における数値を参照することが相当である。

かかる会計年度である平成26年11月1日から平成27年10月31日までの会計年度（平成26年度）におけるアーキ社の総売上高は1,610万6,648円（工事部門916万9,248円＋飲食部門693万7,400円）であり、アーキ社の留寿都村からの請負金額合計額は797万6,448円であるから、当該事業年度における留寿都村からの請負割合は49.52%（小数点第3位を四捨五入した。以下同じ。）であった。

なお、決算報告書の工事部門の売上額は、第4回資格審査特別委員会で明らかにされた金額より多いが、ここではその当否について判断せず、申立人に有利に斟酌し、決算報告書の額を採用することとした。

(2) 平成27年5月からの1年間

(1)の事業年度の前半部分は、申立人の前任期に属する期間であるから、(1)の決算報告書の数値のみで判断することなく、申立人の留寿都村議会議員（二期目）の始期である平成27年5月1日から平成28年4月30日までの1年間におけるアーキ社の実績を考慮した処分庁の手法は妥当なものとして是認することができる。

この期間にアーキ社が留寿都村から請け負った代金の合計額は797万6,448円であり、これに申立人が

主張する民間からの工事請負額666万6,744円（審査申立書記載の額であり、審査申立書の証拠資料である平成27年5月から平成28年4月までの間のアーキ社における民間からの請負分を証する書面の合計額はこれより50万円少ない。）と飲食部門の売上額190万5,900円を加算したアーキ社の総売上高は1,654万9,092円である。従って、当該期間のアーキ社の業務量における留寿都村からの請負割合は48.20%であった。

なお、ここで採用した民間からの工事請負額666万6,744円は、資格審査特別委員会に明らかにされていない取引が含まれており、そのほとんどがアーキ社関係者との取引であり処分庁から不明朗であると主張されているほか、留吉の厨房設備という営業資産の売却（100万円）も含まれており、信憑性に乏しいものの、上記同様にこれを善解して算定の基礎として採用した。

また、処分庁は、組合に対する売上は、留寿都村からの請負と同視すべきであると主張するが、ここではその当否について判断せず、申立人に有利に斟酌し民間売上に計上し、アーキ社における留寿都村からの請負量を上記のとおり48.20%と算出した。

(3) 小括

以上のとおりであるから、アーキ社の事業会計年度の決算報告書を参照しても、申立人の再任任期を始期とする1年間の数値を参照しても、アーキ社の留寿都村に対する請負量がアーキ社の全体の業務量の半分を超えない。

2 争点(2)について

事業年度を基準としても、議員任期を基準としても、アーキ社の留寿都村からの請負量は、アーキ社の全体の業務量の半分を超えていないものの、いずれも48%を超えており極めて半分に近いから、留寿都村からの請負がアーキ社の業務の主要部分を占めていることは明らかである。

そのため、留寿都村からの請負の重要度が申立人の議員としての職務執行の公正、適正を損なうおそれが典型的に高いと認められる程度にまで至っているような事情があるか否かを検討する。

(1) 法人の性格や請負契約の内容等の観点からの検討

ア アーキ社の性格や留寿都村との請負契約の内容等

東京高裁判決は、議員の職務執行の公正、適正を損なうおそれの有無の判断において、当該法人の性格や請負契約の内容を考慮すべきであるとしているところ、東京高裁判決の事例が社会福祉協議会、最高裁判決の事例が森林組合であったのと異なり、アーキ社は、営利の追求を目的とする営利社団法人である会社である。

また、アーキ社と留寿都村との請負契約の対象は、いずれも公共施設における草刈業務であって、公共施設という場所的な特殊性を除けば、草刈業務それ自体は民間においても一般的な役務である。アーキ社は平成23年11月からの事業年度（平成23年度）において、既に留寿都村から7件の草刈業務の委託を受けており、平成25年11月からの事業年度（平成25年度）までこれを維持していたことに加え、この間、総請負金額は一貫して増加していたことが証拠に照らして認められる。そして平成26年11月からの事業年度（平成26年度）には、上記7件に加えて留寿都村から村民総合運動場芝生管理業務を受託して同村からの請負量が一気に増加したこと、及び平成27年11月からの事業年度（平成27年度）においても、前年度同様に村民総合運動場芝生管理業務を受託したことがそれぞれ認められる。その結果、事業年度を基準としても、議員任期を基準としても、アーキ社は留寿都村からの草刈業務委託9件の内8件を請け負っており、留寿都村における草刈業務の大部分をアーキ社が独占している状況にあることがうかがわれる。しかも、アーキ社は平成27年8月限りで飲食部門を廃止してその厨房設備や什器備品も売却しその復活可能性があるとは認められないから、上記の状況は、今後も継続する可能性が一応認められる。

以上のようなアーキ社の性格や請負業務の内容や請負の経緯は、アーキ社における留寿都村からの請負の重要度が、申立人の議員としての職務執行の公正、適正を損なうおそれが典型的に高いと認められる程度に至っている事情に該当すると解することができる。

イ 留寿都村との取引は全て入札手続きによるとの申立人の主張等について

申立人は、留寿都村からの請負は、いずれも同村の入札手続きを経て落札したものであるから、議員の職務執行の公正、適正を損なっていないと反論するが、そもそも法第92条の2の規定は、「主として同一の行為をする法人」としか規定しておらず、入札による場合を除外していない。そのため、入札により落札したことは要件該当性判断に影響するものではない。

さらに、平成27年度の村民総合運動場芝生管理業務の受託に当たって、アーキ社は、法人村民税の納付という入札要件を欠きながらも入札に参加し、これを落札していたことが認められ、これにより議会が紛糾し村政が混乱したこともまた同様に認めることができる。

アーキ社における留寿都村からの請負量の増加に加えて、このような入札手続の瑕疵が存在していたことを考慮すれば、申立人の主張は採用できないばかりか、申立人の議員としての職務執行の公正、適正を損なうおそれが入札手続の瑕疵として現実化したと評価することすら可能である。

これに対して、アーキ社は、留寿都村から受託した村民総合運動場芝生管理業務にかかる契約の合意解除に応じたほか、留寿都村が平成28年度に行う入札への参加を辞退する旨を表明している。しかし、これらの措置は、アーキ社の入札手続の瑕疵に起因するものであり、こうした手続の瑕疵が申立人の議員としての職務の公正、適正が損なわれていたことをうかがわせるものであることからすれば、これらを理由として議員としての職務の公正、適正を損なうおそれが存しないと評価することは相当ではないというべきである。

(2) 法人と議員との関係の観点からの検討

ア アーキ社と申立人の密接な関係

東京高裁判決は、議員が就任前から個人の資格において法人の役員に就任している場合や議員が個人の資格において営利目的等で法人に出資している場合など、法人と議員との個人的な関係が密接である場合は、議員の職務執行の公正、適正を損なうおそれが高いとしている。

この点、申立人は、議員再任の始期である平成27年5月1日から、処分庁が資格審査特別委員会に申立人の議員資格の検討を付託した時点である同年12月24日までの間は、アーキ社の株主名簿に唯一の株主として記載されており、議員再任前から個人の資格において営利目的でアーキ社に出資していたことが明らかである。

また、申立人は、上記期間において、アーキ社の代表取締役であったことから、議員再任前から個人の資格で役員に就任していたことも明らかである。

このように申立人が、議員再任前から個人の資格でアーキ社の唯一の株主であり、かつ、代表取締役であったことに加えて、アーキ社において常時雇用する従業員が2名しかいないことに照らせば、アーキ社と申立人の関係は密接という以上に一体化しているというべきであり、アーキ社は申立人の個人事業であると評価することすら可能である。

以上のようなアーキ社と申立人との関係は、アーキ社における留寿都村からの請負の重要度が、申立人の議員としての職務執行の公正、適正を損なうおそれが典型的に高いと認められる程度に至っている事情に該当すると解することができる。

イ アーキ社の代表取締役を辞任したとの申立人の主張等について

これに対して、申立人は、原処分時において、既にアーキ社の株式をRに譲渡した上、代表取締役も辞任してアーキ社の一従業員にすぎないと主張するが、上記判断を覆すには至らない。

すなわち、申立人は、平成27年12月に自らの議員資格に疑義が示されたことをきっかけとして株式譲渡及び代表取締役の退任を決断し実行したこと、Rは申立人の姉であり申立人と同一住所地に居住していること、Rは、高校卒業後、留寿都村役場において社会福祉関係の業務に従事して退職した後は本件就任まで無職であったこと、Rは土木や建設に関する業務に携わったことがないこと、アーキ社は、平成28年4月に落札した村民総合運動場芝生管理業務に係る請負契約を合意解約した後は、業務をしていない休眠状態であることがそれぞれ認められ、合意解約を目指した留寿都村との折衝や入札資格なくして入札したことに対する留寿都村からの指導への対応はいずれも申立人が行っており、Rがこれらに関与した形跡は見当たらない。こうしたことに照らせば、Rはアーキ社の代表取締役として業務執行や経営判断をしておらず、形式的に代表取締役として登記されているにすぎない名目上の代表取締役であると解され、現実にこれらを行っているのは申立人にほかならないと認められる。

また、アーキ社から提出された株式移転に関係する文書にRが押印したものがなく、申立人が株主交代につき議会や資格審査特別委員会で説明したことはなく、本件手続において自治紛争処理委員会がアーキ社に照会した後に、一連の経緯が唐突に主張されたこと、株式の評価の過程や株式譲渡の対価の移転が明らかとはいえないこと等に照らせば、申立人からRに株式が譲渡された事実を認めることは相当に困難であるし、仮にこれを認めることができたとしても、前述した代表取締役の変更の経緯を併せ考えれば、本件株式の移転も形式的なものである可能性を否定できない。

このような点に照らし、申立人の主張は採用できない。

(3) 小活

アーキ社の留寿都村に対する請負は、アーキ社の業務の主要部分を占めていることは明らかであり、しかも、アーキ社の性格や留寿都村との請負契約の内容等のほか、申立人とアーキ社との密接な関係に照らせば、その重要度は、申立人の議員としての職務執行の公正、適正を損なうおそれが典型的に高いと認められる。

3 争点(3)について

申立人はアーキ社の代表取締役を辞任したと主張し、アーキ社の登記簿上も、平成28年1月29日付けで同月4日に辞任した旨の登記がなされている。そのため、退任登記後も、申立人が、法第92条の2にいう「法人」の「取締役」に「準ずべき者」にあたるか検討する。

上記変更前のアーキ社の取締役は、申立人のほか、申立人の妻であるS及びNであったところ、Sは主として飲食部門に携わっていたこと、同様に取締役であるNは、組合の関係で取締役登記したものであり、アーキ社の業務に携わっていない名目上の取締役であったものと認められる。そのため、アーキ社の少なくとも工事部門の業務執行に関する意思決定は申立人が独占的に行っていたと評価することが自然である。そして、申立人は、代表取締役の地位を降りた後も、入札資格がないにもかかわらずアーキ社が落札した村民総合運動場芝生管理業務につき、一連の是正指導や合意解除交渉のアーキ社の窓口として対応し、合意解除や入札辞退という重要な経営判断を対外的に示した文書を留寿都村に差し入れている。

他方、Rがこれらに関与した証拠は認められず、むしろ、前述のようにRがアーキ社の代表取締役に就任した経緯等に照らせば、Rの代表取締役の地位は名目的なものである可能性が高い。

また、申立人は、平成28年6月24日付けで、代表取締役の辞任によりアーキ社とは関係のない立場になっているために資格審査特別委員会から求められた資料を提出できない旨、記載した文書を同委員会に送付しながら、同年7月14日には、具体的な金額に言及しつつ弁明を行ったほか（ただし金額は本件手続における主張と異なっている。）、本件手続においても、アーキ社が作成、保管する文書を証拠として提出しており、代表取締役を辞した後であっても、申立人は、アーキ社の経営資料にアクセスできる地位と立場にあることが明らかである。

こうしたことから、申立人は、アーキ社の代表取締役を退任した後も、これに準ずべき者であるといえることができる。

4 結論

以上のとおりであるから、原処分は結論として是認することができ、申立人の主張は採用できないから、主文のとおり裁決する。

平成28年10月28日

審査庁 北海道知事 高橋 はるみ



教 示

この裁決に不服がある場合には、この裁決のあった日から21日以内に、留寿都村（訴訟において留寿都村を代表する者は、留寿都村議会議長となります。）を被告として札幌地方裁判所に原処分の取消しの訴えを、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となります。）を被告として同裁判所にこの裁決の取消しの訴えを、提起することができます。

別表 アーキ社における留寿都村からの請負状況について

1 留寿都村からの請負額

(単位：円)

年度	受・発注年月日	事業名	処分庁の主張	申立人の主張	アーキ社	留寿都村
23	24.5.22	墓地草刈業務委託			257,250	257,250
	24.5.22	一般廃棄物最終処分場草刈業務委託			598,500	598,500
	24.6.15	村営住宅草刈業務委託			462,000	462,000
	24.6.15	水道施設草刈業務委託			319,200	319,200
	24.6.15	公共下水道施設草刈業務委託			189,000	189,000
	24.7.26	墓地草刈業務委託			414,750	414,750
	24.8.10	施設用地草刈			-	17,325
			小計			2,240,700
24	25.6.14	墓地草刈業務委託			414,750	414,750
	25.6.14	一般廃棄物最終処分場草刈業務委託			598,500	598,500
	25.6.14	村営住宅草刈業務委託			462,000	462,000
	25.6.24	水道施設草刈業務委託			319,200	319,200
	25.6.24	公共下水道施設草刈業務委託			270,900	270,900
	25.6.24	三ノ原浄化センター草刈業務委託			39,900	39,900
	25.7.29	墓地草刈業務委託			467,250	467,250
			小計			2,572,500
25	26.6.16	村営住宅草刈業務委託			475,200	475,200
	26.6.16	水道施設草刈業務委託			330,480	330,480
	26.6.16	公共下水道施設草刈業務委託			280,800	280,800
	26.6.16	三ノ原浄化センター草刈業務委託			42,768	42,768
	26.6.24	一般廃棄物最終処分場草刈業務委託			729,000	729,000
	26.6.24	墓地草刈業務委託			453,600	453,600
	26.7.29	墓地草刈業務委託			480,600	480,600
			小計			2,792,448
26	27.4.30	村民総合運動場芝生管理業務委託	5,184,000	5,184,000	5,184,000	5,184,000
	27.6.5	墓地草刈業務委託	-	-	453,600	453,600
	27.6.5	一般廃棄物最終処分場草刈業務委託	729,000	729,000	729,000	729,000
	27.6.15	村営住宅草刈業務委託	475,200	475,200	475,200	475,200
	27.6.15	水道施設草刈業務委託	330,480	330,480	330,480	330,480
	27.6.15	公共下水道施設草刈業務委託	280,800	280,800	280,800	280,800
	27.6.15	三ノ原浄化センター草刈業務委託	42,768	42,768	42,768	42,768
	27.7.28	墓地草刈業務委託	480,600	480,600	480,600	480,600
			小計	7,522,848	7,522,848	7,976,448
27	28.4.15	村民総合運動場芝生管理業務委託	1,995,900	1,995,900	1,995,900	1,995,900
		小計	1,995,900	1,995,900	1,995,900	1,995,900

2 留寿都村からの請負比率の推移

(単位：円、%)

年度	期間	売上総額	うち工事部	うち飲食部	村からの請負	左記請負比率
23	23.11.1～24.10.31	22,987,322	11,596,502	11,390,820	2,240,700	9.75
24	24.11.1～25.10.31	17,509,901	7,691,511	9,818,390	2,572,500	14.69
25	25.11.1～26.10.31	17,651,478	7,468,748	10,182,730	2,792,448	15.82
26	26.11.1～27.10.31	16,106,648	9,169,248	6,937,400	7,976,448	49.52
27	27.11.1～28.6.30	8,662,644	8,662,644	-	1,995,900	23.04

※アーキ社から提出のあった決算資料を基に算出した。

本書は、原本に基づいて作成した裁決書の謄本です。

平成28年10月28日

北海道知事 高橋 はるみ



留寿都村議会各種委員名簿

辻憲一副議長が一身上の都合により、副議長の職を辞職したことに伴い、7月28日に開催された第5回留寿都村議会臨時会において、副議長の選挙を行い、本田広司議員が新たに副議長に選出されました。併せて各種委員も朱字のように変更いたしましたので、お知らせします。

(平成28年7月28日現在)

区 分	職 氏 名	
議会（各1名）	議 長 松 井 幸 雄	副議長 本 田 広 司
議会議席（9名）	1 番 秦 正 樹	2 番 玉 手 保 弘
	3 番 藤 田 成 穂	4 番 岩 田 信 雄
	5 番 辻 憲 一	6 番
	7 番 坂 庭 進	8 番 浪 越 和 一
	9 番 本 田 広 司	10 番 松 井 幸 雄
総務・民生常民委員会（5名）	委員長 坂 庭 進	副委員長 浪 越 和 一
	委 員 藤 田 成 穂	委 員 松 井 幸 雄
	委 員 玉 手 保 弘	
産業・建設常任委員会（5名）	委員長 秦 正 樹	副委員長 岩 田 信 雄
	委 員 辻 憲 一	委 員 本 田 広 司
後志広域連合議会（1名）	議 員 松 井 幸 雄	
羊蹄山ろく消防組合議会（2名）	議 員 玉 手 保 弘	議 員 岩 田 信 雄
羊蹄山麓環境衛生組合議会（2名）	議 員 玉 手 保 弘	議 員 岩 田 信 雄
後志教育研修センター組合議会（1名）	議 員 秦 正 樹	首長と4年交代
監査委員（1名）	委 員 藤 田 成 穂	
農業委員会（1名）	委 員 秦 正 樹	
議会議員会（6名）	会 長 浪 越 和 一	副会長 玉 手 保 弘
	幹 事 本 田 広 司	幹 事 辻 憲 一
	監 事 坂 庭 進	監 事 岩 田 信 雄
議会運営委員会（4名）	委員長 浪 越 和 一	副委員長 本 田 広 司
	委 員 坂 庭 進	委 員 秦 正 樹
議会広報編集委員会（4名）	委員長 坂 庭 進	副委員長 秦 正 樹
	委 員 玉 手 保 弘	委 員 岩 田 信 雄
留寿都村功労者審査委員会（4名）	委 員 松 井 幸 雄	委 員 辻 憲 一
	委 員 秦 正 樹	委 員 玉 手 保 弘
社会福祉法人 留寿都村社会福祉協議会（2名）	評議員 本 田 広 司	評議員 岩 田 信 雄

議会日誌

8月

- 4日 議会広報編集委員会 (村内 各委員出席)
- 8日 羊蹄山ろく消防組合第3回臨時会
(倶知安町 組合議員出席)
- 18日 議員全員協議会 (村内 議長、各議員出席)
- 24日 後志町村議会議員研修会
(仁木町 議長、各議員出席)
- 28日 第37回ルスツ産業まつり
(道の駅230㌔㌔裏特設会場 議長、各議員出席)
- 29日 後志広域連合議会臨時会
(倶知安町 議長出席)

9月

- 3日 2016ルスツふるさとまつり
(役場前特設会場 議長、各議員出席)
- 4日 ルスツふるさとまつり柔道大会
(武道館 議長出席)
- 9日 自由民主党北海道第四選挙区支部移動政調会
(京極町 議長出席)
- 13日 議員全員協議会 (村内 議長、各議員出席)
- 14日 留寿都村敬老会 (公民館 議長出席)
- 16日 議会運営委員会 (村内 各委員出席)
- 21日 第3回留寿都村議会定例会
(議長、各議員出席)

10月

- 28日 羊蹄山麓町村議会正副議長会臨時総会
(倶知安町 正副議長出席)
- 3日 総務・民生常任委員会 (村内 各委員出席)
産業・建設常任委員会 (村内 各委員出席)
- 9日 喜茂別町開町百周年記念式典
(喜茂別町 議長出席)
- 13日 議員全員協議会 (村内 議長、各議員出席)
第6回留寿都村議会臨時会
(議長、各議員出席)
議員全員協議会 (村内 議長、各議員出席)
- 16日 留寿都小学校学芸会 (小学校 各議員出席)
- 19日 岩手県雫石町議会教育民生常任委員会行政視察対応
(子どもセンター 議長出席)
- 21日 国道230号中山峠区間におけるトンネル化整備促進に係る要望
(小樽市、札幌市 議長出席)
- 30日 京極町開基120年記念式典
(京極町 議長出席)
- 31日 後志広域連合議会運営委員会
(倶知安町 議長出席)
- 31日 羊蹄山ろく消防組合議会議員道外研修
～1日 (東北地方 消防議員出席)

編集後記

早いもので季節は冬、雪の時期になりました。今年は春から天候不順な日が続き、農家の皆さんをはじめ大変ご苦労されたことと思います。異常気象による災害が今年も各地で起こりました。北海道に滅多に上陸することの無い台風が8月には続けて上陸し、台風10号では各地に過去経験したことの無い大きな被害をもたらしました。

ニュースでは何十年に一度の大雨などよく聞きますが、これほど続けば毎年起こり得ることと考えなければなりません。留寿都村においては、台風による大きな被害は少なかったですが、登地区をはじめ土石流危険区域も村内に6ヶ所ほどあります。村でも防災マップを作成したり、防災広報無線や屋外スピーカーも設置して防災対策をされておりま。留寿都村は他の地域に較べ地震や洪水等の心配は少ないものの、これからは特に雪害・風害が心配される季節となります。昨シーズンは猛吹雪により除雪車も出動できない日もありました。冬型の交通事故も含め天候が悪いときは不要な外出を控えることも必要です。また、それぞれお住いの周辺地域の状況、危険箇所がないか、どんな災害が考えられ

るか今一度確認してはいかがでしょうか。

このたび、羊蹄山ろく消防組合議会議員行政視察がありました。東日本大震災から5年、未曾有の複合災害に見舞われた宮城県石巻地区、福島県相馬地方の消防活動と復興までの道のりなどを視察しました。相馬市では地元ボランティアの方が案内してくださいましたが、特に津波による被害は甚大、深刻なものでした。人的被害に遭われた方々の中には地震・津波を過去にも経験していたが、想定外の巨大津波で逃げ遅れた方が多かったそうです。これくらいなら大丈夫と避難しなかったり、一度避難したが家や畑が心配で見に戻ったりなど、今までの経験による判断により被害に遭われております。

様々な自然災害は防ぐことができません。少しでも被害を軽減できるよう、日頃から備えましょう。
(玉手)

編集スタッフ

委員長	坂庭 進	委員	玉手 保弘
副委員長	秦 正樹	委員	岩田 信雄